

福岡県医師会 第 426 号 (地)

平成 17 年 5 月 27 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



特定医療法人制度の改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、平成 17 年度税制改正を受け、特定医療法人の収入要件について、「社会保険診療収入割合の計算として、健康増進法に基づく健康増進事業の健康審査による収入金額を社会保険診療に係る収入金額に含める」と改正したことに伴い、その改正内容および要件に定める基準を満たすことの証明書等の様式の改正がなされたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



日医発第133号(年税6)

平成17年5月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植松 治雄

特定医療法人制度の改正について

この度、厚生労働省が各都道府県知事宛に通知した「特定医療法人制度の改定」に関する通知文書並びに資料を送付いたします。

今回の都道府県知事宛文書は、平成17年度税制改正を受け、特定医療法人の収入要件について、「社会保険診療収入割合の計算として、健康増進法に基づく健康増進事業の健康審査による収入金額を社会保険診療に係る収入金額に含める」と改正したことに伴い、その改正内容および要件に定める基準を満たすことの証明書等の様式の改正内容を通知するものです。

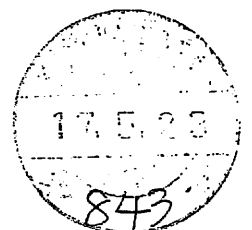
(別添文書)

- 特定医療法人制度の改正について(日本医師会長宛添書)
- 特定医療法人制度の改正について(各都道府県知事宛文書)
- 「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

(日本医師会長宛添書)

- 「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

(各都道府県衛生主管部(局)長宛文書)

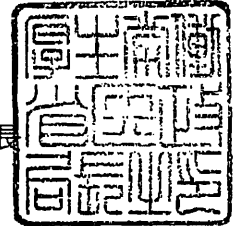


医政発第0331001号

平成17年3月31日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



特定医療法人制度の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県あて通知いたしましたので、御了知願います。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

平成17年度税制改正に伴い、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(平成15年厚生労働省告示第147号)に係る改正が行われ、平成17年4月1日から施行される。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の承認要件に係る新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

1 改正の趣旨

特定医療法人については、医療法人のうち、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献等、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されているものとして国税庁長官の承認を受け、法人税率が22%に軽減されるものであるが、特定医療法人制度をより利用しやすくするため、その要件を緩和するものである。

2 改正の内容

平成17年度税制改正を受けて、特定医療法人の収入要件について、社会保険診療収入割合の計算として、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業の健康診査による収入金額を社会保険診療に係る収入金額に含めることとすること。

なお、既存の特定医療法人においても平成17年4月1日以降、厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書の申請をする場合、本通知に基づいた申請様式で前事業年度の健康診査による収入金額を社会保険診療に係る収入金額に含めて差し支えないことを念のため申し添える。

3 関連する通知の改正

2の改正に伴い、「特定医療法人制度の改正について」(平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知)の一部を改正(参照：別紙1新旧対照表及び改正後全文)するとともに、同通知別添1の特定医療法人の関係法令を別紙2のとおり改正し、別添2の特定医療法人承認手続の概要を別紙3のとおり改正し、別添3の特定医療法人の定款例及び寄附行為例を別紙4のとおり改正する。

○ 「特定医療法人制度の改正について」(平成15年10月9日医政発第1009008号)

新	旧
第1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。 (1)～(3) 省略 (4) 残余財産の帰属 その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。 (5) 省略 また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。 (i) その医療法人の事業について、次の<u>いずれにも</u>該当すること。	第1 改正の要点等 今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。 1 改正後の要件 改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添1を参照されたいこと。 (1)～(3) 省略 (4) 残余財産の帰属 その寄付行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。 (5) 省略 また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成15年厚生労働省告示第147号）として、次のとおり定められた。 (i) その医療法人の事業について、次の<u>いずれかにも</u>該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

なお、健康増進法第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- a 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査
- b 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
- c 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

イ 社会保険診療（租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬（その診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又はその診療報酬が全収入金額の概ね10%以下の場合に限る。）を含む。）の合計額が、全収入金額の80%を超えること。

h 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査

i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断

j 老人保健法（昭和57年法律第80号）第20条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第21条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査

ロ～ニ 省略

() その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあっては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。

a～c 省略

ロ 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあっては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

省略

～ 省略

その他参考となるべき事項

イ その寄附行為又は定款の写し

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与え

ロ～ニ 省略

() その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあっては、a又はbに、診療所のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。

a～c 省略

ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数がその医療施設の有する病床数の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

(1) 権限の移管等

省略

～ 省略

その他参考となるべき事項

イ その寄付行為又は定款の写し

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更許可を与え

る必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと（別添 2 参照）。

第 3 その他の留意事項

(1)～(2) 省略

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

る必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと（別添 2 参照）。

第 3 その他の留意事項

(1)～(2) 省略

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

(別添 1) 特定医療法人の関係法令

○ 租税特別措置法 (昭和 3 2 年法律第 2 6 号)(抄)

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第 6 7 条の 2 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの (清算中のものを除く。) のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第 6 6 条第 1 項又は第 2 項の規定 (経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (第 6 8 条第 1 項において「法人税等負担軽減措置法」という。) 第 1 6 条第 1 項の規定を含む。) にかかわらず、1 0 0 分の 2 2 の税率により、法人税を課する。

- 2 国税庁長官は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合には、その満たさないこととなつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すものとする。この場合においては、その満たさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。
- 3 国税庁長官は、第 1 項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。
- 4 第 1 項の規定の適用がある場合において、法人税法第 6 9 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 6 6 条第 1 項から第 3 項まで (各事業年度の所得に対する法人税の税率) 」とあるのは「租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項 (特定の医療法人の法人税率の特例) 」と、同法第 7 2 条第 1 項又は第 7 4 条第 1 項の規定の適用については、同法第 7 2 条第 1 項第 2 号又は第 7 4 条第 1 項第 2 号中「前節 (税額の計算) 」とあるのは「租税特別措置法第 6 7 条の 2 第 1 項 (特定の医療法人の法人税率の特例) 及び前節第 2 款 (税額控除) 」とする。
- 5 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、第 1 項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続きその他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号)(抄)

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

第 39 条の 25 法第 67 条の 2 第 1 項 に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各事業年度に係る証明書の交付を受けること。
 - 二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの (以下この項において「役員等」という。) のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者 (以下次号において「親族等」という。) の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも 3 分の 1 以下であること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - 三 その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - 四 その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人 (財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。) に帰属する旨の定めがあること。
 - 五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
- 2 法第 67 条の 2 第 1 項 の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 その設立の年月日
 - 四 申請者が現に行っている事業の概要
 - 五 その他参考となるべき事項

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 その寄附行為又は定款の写し
 - 二 その申請時の直前に終了した事業年度に係る第 1 項第 1 号に規定する証明書
 - 三 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類
- 4 次の各号に掲げる医療法人は、当該各号に定める日の翌日から 3 年を経過した日以後でなければ、第 2 項の申請書を提出することができない。
 - 一 法第 6 7 条の 2 第 2 項の規定に基づく承認の取消しを受けた医療法人
当該取消の日
 - 二 第 6 項に規定する届出書を提出した医療法人 当該届出書を提出した日
- 5 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、当該各事業年度に係る第 1 項第 1 号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 6 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、当該承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、その承認は、その効力を失うものとする。

○ 租税特別措置法施行規則 (昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号)(抄)

(法人税率の特例の適用の取りやめの届出書の記載事項等)

第 2 2 条の 1 5 施行令第 3 9 条の 2 5 第 6 項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする医療法人の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた日
 - 四 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、施行令第 3 9 条の 2 5 第 5 項の規定により同条第 1 項第 1 号に規定する証明書を国税庁長官に提出する際に、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならない。

- 3 施行令第39条の25第2項の規定により提出する申請書(同条第3項の添付書類を含む。)同条第5項の規定により提出する同項に規定する証明書(前項の書類を含む。)及び同条第6項の規定により提出する届出書には、それぞれ副本2通を添えるものとする。

○ **租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準**(平成15年厚生労働省告示第147号)

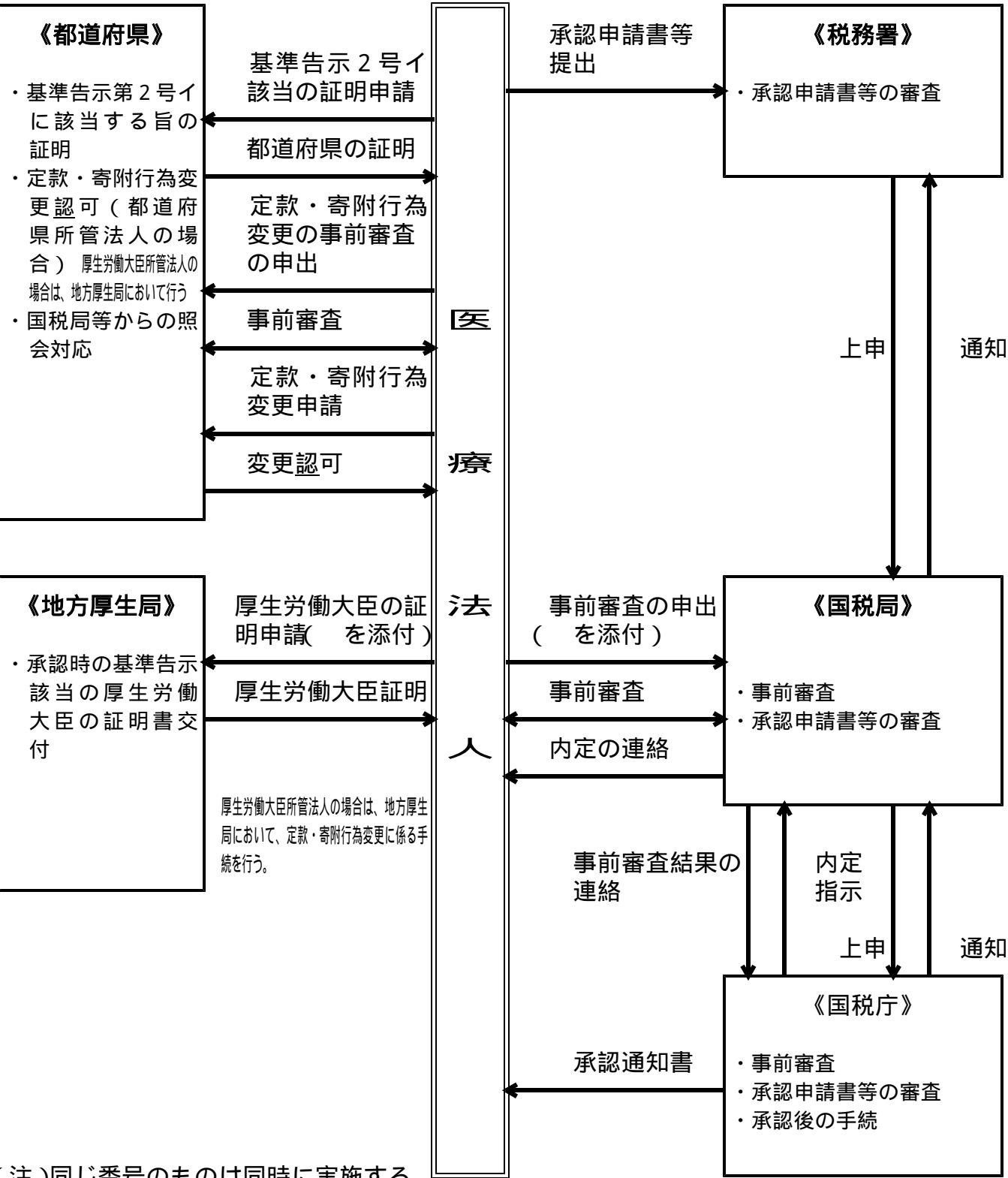
租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。
- イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。))の場合に限る。))を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。))に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。))の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
- ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- ニ 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が3,600万円を超えないこと。
- 二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。

(別紙 2)

- (1) 40人以上(専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上)の患者を入院させるための施設を有すること。
 - (2) 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - (3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

(別添 2) 特定医療法人承認手続の概要



(注) 同じ番号のものは同時に実施する。

(別添 3) モデル定款・寄附行為例

特定医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。 第 4 条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 第 5 条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第 3 章 社員 第 6 条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の 3 分の 1 以下としなければならない。 第 7 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 第 8 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 除名 死亡 退社	病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第 4 条、第 5 条及び第 1 2 条において同じ。) 本条には、医療法第 4 2 条の規定に基づいて<u>行う</u>業務を掲げる。<u>行わない</u>場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。
---	--

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第10条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。 2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。 第4章 役員 第11条 本社の役員を置く。 理事 6名以上○名以内 うち理事長 1名 常務理事 ○名 監事 2名 2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事(○○厚生局長)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本社の役員を選任するにあたっては、<u>理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。</u>	親族等を加えるには、3名以上にする必要がある。 施設を2か所以上有する場合には、管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を○○病院の管理者等と限定してもよい。
---	--

第13条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本団の常務を処理する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第5章 評議員

第15条 本団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第16条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

6章 会議

第19条 本団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第20条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す

る。 第 2 1 条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもって、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第 2 2 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。 <table> <tr> <td>1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定</td><td>毎年 3 月</td></tr> <tr> <td>2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td><td></td></tr> <tr> <td>3 前年度決算の決定</td><td>毎年 5 月</td></tr> <tr> <td>4 前年度剰余金又は損失金の処理</td><td></td></tr> <tr> <td>5 定款の変更</td><td rowspan="8">随時</td></tr> <tr> <td>6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）</td></tr> <tr> <td>7 事業計画及び収支予算の重大な変更</td></tr> <tr> <td>8 社員の入社及び除名</td></tr> <tr> <td>9 理事、監事の選任、辞任の承認</td></tr> <tr> <td>10 本社の解散</td></tr> <tr> <td>11 定款第 5 条に関する事項</td></tr> <tr> <td>12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項</td></tr> </table> 2 前項の会議の議事は、別段の定めあるもののほかは、社員の 2 分の 1 以上が出席し、その 2 分の 1 以上の賛成による承認を受けねばならない。 第 2 3 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。 <table> <tr> <td>1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定</td><td>毎年 3 月</td></tr> <tr> <td>2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定</td><td></td></tr> </table>	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定		3 前年度決算の決定	毎年 5 月	4 前年度剰余金又は損失金の処理		5 定款の変更	随時	6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	7 事業計画及び収支予算の重大な変更	8 社員の入社及び除名	9 理事、監事の選任、辞任の承認	10 本社の解散	11 定款第 5 条に関する事項	12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月	2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定		本条に、各会議の定足数を定めてもよい。 第 5 条の業務がなければ掲げる必要はない。
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月																					
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定																						
3 前年度決算の決定	毎年 5 月																					
4 前年度剰余金又は損失金の処理																						
5 定款の変更	随時																					
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）																						
7 事業計画及び収支予算の重大な変更																						
8 社員の入社及び除名																						
9 理事、監事の選任、辞任の承認																						
10 本社の解散																						
11 定款第 5 条に関する事項																						
12 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項																						
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月																					
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定																						

3 前年度決算の決定	毎年	
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5 月	
5 定款の変更	随時	
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）		
7 事業計画及び収支予算の重大な変更		
8 本社の解散		
9 定款第 5 条に関する事項		
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項		
2 前項の会議の議事は、評議員の 2 分の 1 以上が出席し、その 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。		
第 2 4 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。		
2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。		
第 2 5 条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。		
2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。		
第 2 6 条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。		
第 2 7 条 第 2 3 条第 1 項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。		

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 会議の日時、場所 社員又は理事若しくは評議員の現員数 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） 議案の件名 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 議事録署名人の選任に関する事項 2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第29条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。 第7章 資産及び会計 第30条 本団体の資産は次のとおりとする。 本団体の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） 本団体に寄附された財産 本団体の資産から生ずる果実 本団体の事業に伴う収入 その他の収入 第31条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚	不動産、__運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。
---	---

生労働大臣)の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第32条 本団体の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本団体の経費を支弁する。

第33条 本団体の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第34条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第35条 本団体の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第36条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第37条 本団体の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。

第38条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 証明書等の提出

第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局

長)の認可を得なければ変更することができない。 第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、 〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて解散することができる。 第42条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。 第43条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第10章 雑則 第44条 本団の公告は、〇〇新聞(官報)によって行う。 第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 附則 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。 <table><tr><td>理事長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>常務理事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>理事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>監事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr></table>	理事長	〇	〇	〇	〇	常務理事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	理事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	監事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 本定款例により、新規に本団を設立する場合には、 「 附則 本団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、 〇〇〇までとする。 理事(理事長) 〇〇〇〇 〃 (常務理事) 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
理事長	〇	〇	〇	〇																																										
常務理事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
理事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
監事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										

特定医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を經營するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の經營

第3章 役員

第6条 本財団に、次の役員を置く。

理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 〇名

監事 2名

第7条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 理事長のみが本財団を代表する。

3 理事長は本財団の業務を総理する。

病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。)

本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。

親族等を加えるには、3名以上に必要がある。

4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本財団の役員を選任するにあたっては、<u>理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。</u> 5 理事は、本財団の常務を処理する。 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 7 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第4章 評議員 第10条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。 第11条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。	施設を2か所以上有する場合には管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を〇〇病院の管理者等と限定してもよい。
--	--

第 1 2 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 1 3 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 5 章 会議

第 1 4 条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第 1 5 条 定時会議は、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第 1 6 条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 1 7 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5 月
4 前年度剰余金又は損失金の処理	
5 寄附行為の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本財団の解散	
9 <u>理事及び監事の選任、辞任の承認</u>	
<u>1 0 寄附行為第 5 条に関する事項</u>	
<u>1 1 重要な契約の締結等理事長が必要と</u>	

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

第 5 条の業務がなければ、掲げる必要はない。

認めて付議する事項		
2	前項の会議の議事は、評議員の2分の1以上が出席し、その2分の1以上の同意を得なければならない。	
第18条	評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。	
2	評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。	
第19条	評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。	
2	代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。	
第20条	評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。	
第21条	第17条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。	理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。
2	その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。	
第22条	理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 会議の日時、場所 理事及び評議員の現員数 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）	

議案の件名 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 議事録署名人の選任に関する事項 2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第23条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。 第6章 資産及び会計 第24条 本財団の資産は次のとおりとする。 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） 本財団に寄附された財産 本財団の資産から生ずる果実 本財団の事業に伴う収入 その他の収入 第25条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第26条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。 第27条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第28条 資産のうち現金は、<u>日本郵政公社</u>、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとす	不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。
---	--------------------------------------

る。

第 29 条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第 30 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 31 条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第 32 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 7 章 証明書等の提出

第 33 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

第 34 条 この寄附行為は、第 17 条及び第 21 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第 35 条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第 17 条及び第 21 条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

第 36 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中

本条には、医療法第 55 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第 2 号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

からこれを選任することができる。	
第 3 7 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
第 9 章 雑則	
第 3 8 条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。	
第 3 9 条 この奇附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。	
附則	
本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。	本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、
理事長 〇 〇 〇 〇	「 附則
常務理事 〇 〇 〇 〇	本財団設立当時の役員
同 〇 〇 〇 〇	は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。
理事 〇 〇 〇 〇	理事(理事長) 〇 〇 〇 〇
同 〇 〇 〇 〇	〃 (常務理事) 〇 〇 〇 〇
同 〇 〇 〇 〇	・
同 〇 〇 〇 〇	・
監事 〇 〇 〇 〇	監事 〇 〇 〇 〇
同 〇 〇 〇 〇	〃 〇 〇 〇 〇 」
	とすること。

【 改 正 後 全 文 】
医政発第 1 0 0 9 0 0 8 号
平成 1 5 年 1 0 月 9 日
最終改正 医政発第 0 3 3 1 0 0 1 号
平成 1 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

特定医療法人制度の改正について

所得税法等の一部を改正する法律（平成 1 5 年法律第 8 号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 1 5 年政令第 1 3 9 号）、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 1 5 年財務省令第 3 4 号）及び租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号）において、租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に係る改正が行われ、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行されている。

今般の制度改正に伴う特定医療法人制度の新たな取扱いについては下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、本通知については、財務省主税局及び国税庁と協議済みであるので、念のため申し添える。

記

第 1 改正の要点等

今般の特定医療法人に関する制度改正の概要は、次のとおりであること。

1 改正後の要件

改正後の要件は次のとおりとされたこと。なお、改正後の法令等の規定については、別添 1 を参照されたいこと。

（ 1 ）厚生労働大臣の証明書の交付を受けること

その法人の事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。

(2) 役員等の構成

その法人の運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号イから八までに掲げる特殊な関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも 3 分の 1 以下であること。

なお、運営組織の適正性を保つ見地から、役員等の数は、理事について 6 名以上及び監事について 2 名以上としていること並びに評議員の数について理事の数の 2 倍以上としていること。

(3) 役員等に対する特別の利益の供与

その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

(4) 残余財産の帰属

その寄附行為又は定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人（財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。）に帰属する旨の定めがあること。

(5) 法令違反

その法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（改正前：医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。）。

また、(1)の厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準について、租税特別措置法第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成 15 年厚生労働省告示第 147 号）として、次のとおり定められた。

() その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。

なお、健康増進法第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

a 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査

- b 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査
 - c 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査
 - d 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
 - e 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
 - f 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
 - g 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
 - h 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査
 - i 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - j 老人保健法（昭和57年法律第80号）第20条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第21条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査
- ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に1.5を乗じて得た額の範囲内であること。
- 二 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- なお、役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算については撤廃された。
- () その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう）を開設する医療法人にあっては、a又はbに、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう）のみを開設する医療法人にあってはcに該当すること。
- a 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。
 - b 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院

である旨を告示されていること。

c 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設（病院、診療所及び介護老人保健施設のことをいう。）ごとに、特別の療養環境に係る病床数（介護老人保健施設にあつては、特別な療養室に係る定員数）がその医療施設の有する病床数（介護老人保健施設にあつては、定員数）の30%以下（改正前：20%以下）であること。

なお、平均料金の上限（5,000円）は廃止された。

2 手続等

（1）権限の移管等

特定医療法人の承認について、財務大臣から国税庁長官に移管され、特定医療法人の承認を受けようとする法人は、次の事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。（別添2参照）

申請者の名称及び納税地

代表者の氏名

その設立の年月日

申請者が現に行っている事業の概要

その他参考になるべき事項

また、申請書には、次の書類を添付しなければならないこととされた。

イ その寄附行為又は定款の写し

ロ その申請時の直近に終了した事業年度に係る前記1（1）の厚生労働大臣の証明書

ハ 前記1（2）（3）（5）の要件を満たす旨を説明する書類

なお、医療法人が、承認の取消しを受けた場合にはその取消しの日、承認に係る税率の適用の取りやめの届出書を提出した場合にはその届出書を提出した日のそれぞれの日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請書を提出することができないこととされた。

国税庁が定める申請の様式、手続等については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照するとともに、各国税局・税務署に問い合わせられたいこと。

（2）承認申請時の証明書の添付

従前より、医療施設に関する基準に該当している旨等について都道府県において証明書の発行がなされていたところであるが、今般、承認の申請を行うに際して、前記1（1）の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受ける手続が必要とされたことに伴い、当該証明書については、地方厚生局において交付することとしているが、都道府県衛生主管部局におかれては、前記1（ ）イに該当している旨の証明等について、引き続き、御協力願いたいこと。また、承認手続の流れについては、別添2を参照されたいこと。

(3) 各事業年度ごとの証明書の提出

各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、当該事業年度において前記 1 (1) の基準を満たす旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けた上で、納税地の所轄の税務署を経由して国税庁に提出することとされたこと。なお、当該証明書の交付手続については、前記 (2) の承認申請時の手続に準じることとする。

また、証明書を提出する際に、前記 1 (2) (3) の要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならないこととされた。

(4) 承認の取消し等

国税庁長官は、特定医療法人の承認を受けた法人について、前記 1 の承認を受けるための要件を満たさないこととなったと認められる場合には、その満たさないこととなったと認められる時までさかのぼってその承認を取り消すこととされた。なお、その満たさないこととなったと認められる時以後に終了したその医療法人の各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

また、特定医療法人の承認を受けた法人は、その承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、次の事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならないこととされた。なお、その届出書の提出があったときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、本制度は適用されない。

届出をする医療法人の名称及び納税地

代表者の氏名

特定医療法人の承認を受けた日

特定医療法人の承認に係る税率の適用をやめようとする理由

その他参考となるべき事項

(5) 定款又は寄附行為の事前審査

特定医療法人の承認に際して、各国税局における事前審査が終了次第、速やかに所要の定款又は寄附行為の変更認可を与える必要があることから、都道府県医療法人担当部局におかれては、各国税局における事前審査と並行して、特定医療法人の承認が得られた場合に必要となる定款又は寄附行為の変更について事前審査を行われるよう御協力願いたいこと (別添 2 参照)

(6) 各地方厚生局・国税局からの照会への対応

各地方厚生局又は各国税局から都道府県衛生主管部局宛に、医療関係法令の遵守状況その他承認手続等に必要な事項について照会があった場合の適切な対応及び御協力方お願いしたいこと。

(7) 医療関係法令等違反があった場合の対応

従前より、特定医療法人又は特定医療法人の開設する医療機関について、医療関係法令等に違反する事実が発生したことが認められた場合の報告が都道府県知事からなされているところであるが、次のような医療に関する法令等について重大な違反事実があった場合には、引き続き、その事情を当職まで報告方お願いしたいこと。

医療に関する法律に基づき特定医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

特定医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

その他 及び に相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

医療法第30条の7の規定に基づく都道府県知事の勧告にもかかわらず病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

第2 移行に係る税制

社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、特定医療法人に移行した場合については、その変更につき、法人税、所得税及び贈与税の課税はなされない取扱いについて変更はないこと。

第3 その他の留意事項

(1) モデル定款・寄附行為例の遵守

今般の制度改正に伴い、モデル定款・寄附行為例についても所要の改正を行い、別添3のとおりとしたので、引き続き、その遵守について適切に指導されたいこと。

(2) 特定医療法人の承認の失効後の定款又は寄附行為変更の取扱い

特定医療法人であった医療法人から、特定医療法人ではなくなったことに関し、定款又は寄附行為の変更の認可の申請があった場合の審査に当たっては、当該法人に係る制度の趣旨にかんがみ、解散した場合のその残余財産について、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに帰属する旨の定款又は寄附行為における定めについては変更することを認めないよう取り扱われたいこと。

(3) 税務上の取扱

特定医療法人に関する税務上の取扱いについては、国税庁から発出されている次の各通達を参照されたいこと。

贈与税の非課税財産（公益を目的とする事業の用に供する財産に関する部分）及び公益法人に対して財産の贈与等があった場合の取扱いについて（昭和39年6月9日直審（資）24、直資77）

租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて（昭和55年4月23日直資2-181）

特定医療法人制度に関する承認申請書等の様式の制定について（平成15年4月4日課法10-15）

第4 既存通知の廃止

「特定の医療法人に関する租税特別措置について」（昭和40年2月1日付け医発第99号厚生省医務局長通知）は廃止する。

(別添 1) 特定医療法人の関係法令

○ 租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) (抄)

(特定の医療法人の法人税率の特例)

第 67 条の 2 財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないもの (清算中のものを除く。) のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものの当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得については、法人税法第 66 条第 1 項又は第 2 項の規定 (経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律 (第 68 条第 1 項において「法人税等負担軽減措置法」という。) 第 16 条第 1 項の規定を含む。) にかかわらず、100 分の 22 の税率により、法人税を課する。

2 国税庁長官は、前項の承認を受けた医療法人について同項に規定する政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合には、その満たさないこととなつたと認められる時までさかのぼつてその承認を取り消すものとする。この場合においては、その満たさないこととなつたと認められる時以後に終了した当該医療法人の各事業年度の所得については、同項の規定は、適用しない。

3 国税庁長官は、第 1 項の承認をしたとき、若しくは当該承認をしないことを決定したとき、又は当該承認を取り消したときは、その旨を当該承認を申請した医療法人又は当該承認を受けていた医療法人に通知しなければならない。

4 第 1 項の規定の適用がある場合において、法人税法第 69 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 66 条第 1 項から第 3 項まで (各事業年度の所得に対する法人税の税率) 」とあるのは「租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項 (特定の医療法人の法人税率の特例) 」と、同法第 72 条第 1 項又は第 74 条第 1 項の規定の適用については、同法第 72 条第 1 項第 2 号又は第 74 条第 1 項第 2 号中「前節 (税額の計算) 」とあるのは「租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項 (特定の医療法人の法人税率の特例) 及び前節第 2 款 (税額控除) 」とする。

5 第 2 項及び第 3 項に定めるもののほか、第 1 項の承認を受けた法人が、当該承認を受けた後に終了した各事業年度の所得について、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続きその他同項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 租税特別措置法施行令 (昭和 32 年政令第 43 号)(抄)

(法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要件等)

第 39 条の 25 法第 67 条の 2 第 1 項 に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 各事業年度においてその事業及び医療施設が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当該各事業年度に係る証明書の交付を受けること。
 - 二 その運営組織が適正であるとともに、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの (以下この項において「役員等」という。) のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者 (以下次号において「親族等」という。) の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合が、いずれも 3 分の 1 以下であること。
 - イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
 - ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
 - 三 その設立者、役員等若しくは社員又はこれらの者の親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
 - 四 その寄附行為又は定款において、当該法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の医療法人 (財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。) に帰属する旨の定めがあること。
 - 五 当該法人につき法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
- 2 法第 67 条の 2 第 1 項 の承認を受けようとする医療法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 その設立の年月日
 - 四 申請者が現に行っている事業の概要
 - 五 その他参考となるべき事項

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 その寄附行為又は定款の写し
 - 二 その申請時の直前に終了した事業年度に係る第 1 項第 1 号に規定する証明書
 - 三 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類
- 4 次の各号に掲げる医療法人は、当該各号に定める日の翌日から 3 年を経過した日以後でなければ、第 2 項の申請書を提出することができない。
 - 一 法第 6 7 条の 2 第 2 項の規定に基づく承認の取消しを受けた医療法人
当該取消の日
 - 二 第 6 項に規定する届出書を提出した医療法人 当該届出書を提出した日
- 5 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、当該各事業年度に係る第 1 項第 1 号に規定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 6 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、当該承認に係る税率の適用をやめようとする場合には、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出の日以後に終了する各事業年度の所得については、その承認は、その効力を失うものとする。

○ 租税特別措置法施行規則 (昭和 3 2 年大蔵省令第 1 5 号)(抄)

(法人税率の特例の適用の取りやめの届出書の記載事項等)

- 第 2 2 条の 1 5 施行令第 3 9 条の 2 5 第 6 項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 届出をする医療法人の名称及び納税地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた日
 - 四 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認に係る税率の適用をやめようとする理由
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第 6 7 条の 2 第 1 項の承認を受けた医療法人は、施行令第 3 9 条の 2 5 第 5 項の規定により同条第 1 項第 1 号に規定する証明書を国税庁長官に提出する際に、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類を併せて提出しなければならない。

- 3 施行令第39条の25第2項の規定により提出する申請書(同条第3項の添付書類を含む。)同条第5項の規定により提出する同項に規定する証明書(前項の書類を含む。)及び同条第6項の規定により提出する届出書には、それぞれ副本2通を添えるものとする。

○**租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準**(平成15年厚生労働省告示第147号)

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。)の場合に限る。)を含む。)及び健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

ロ 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が3,600万円を超えないこと。

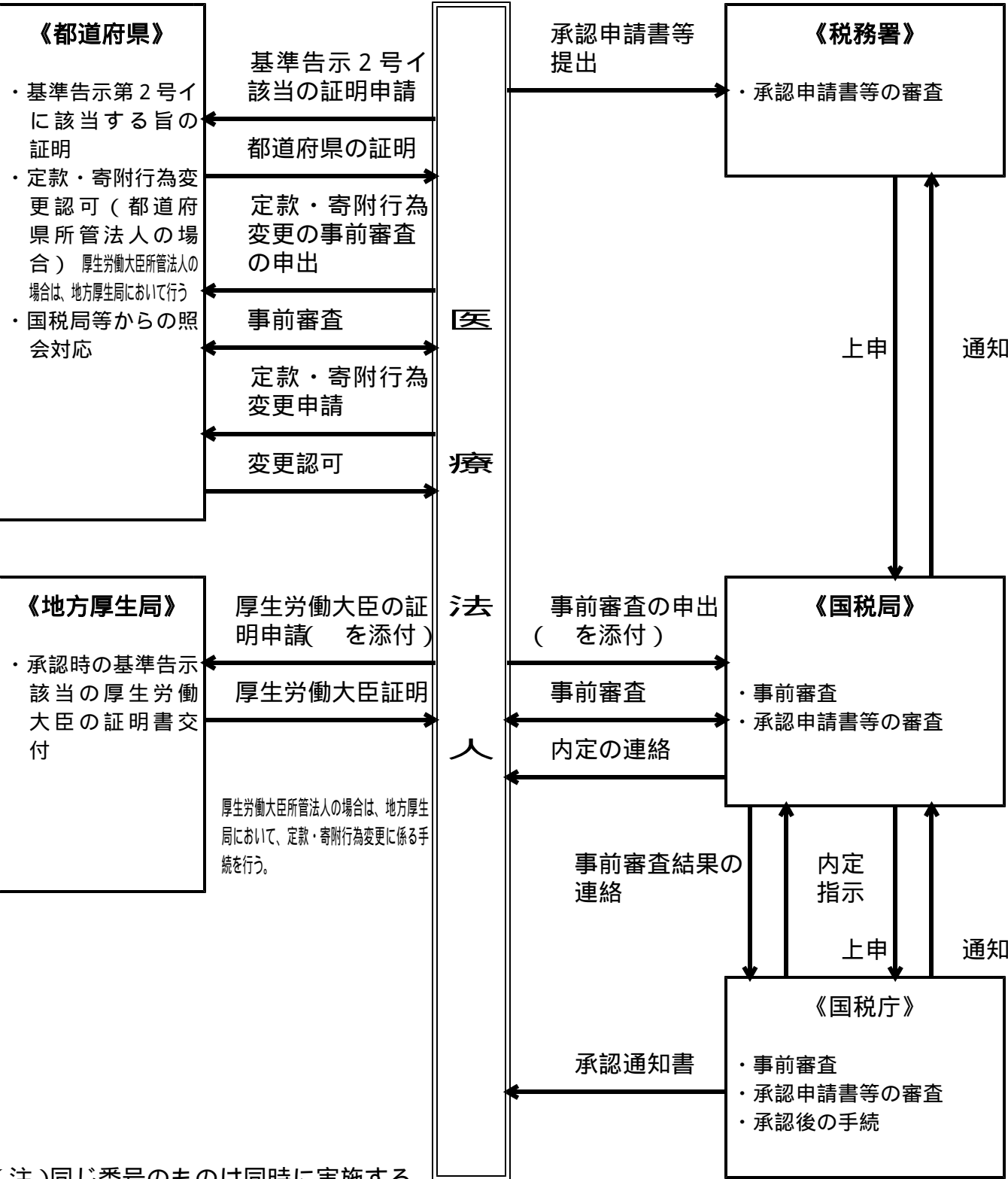
二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。

(別紙 2)

- (1) 40人以上(専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあっては、30人以上)の患者を入院させるための施設を有すること。
 - (2) 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - (3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

(別添 2) 特定医療法人承認手続の概要



(別添 3) モデル定款・寄附行為例

特定医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。 第 4 条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 第 5 条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の經營 第 3 章 社員 第 6 条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の 3 分の 1 以下としなければならない。 第 7 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。 第 8 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。 除名 死亡 退社	病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第 4 条、第 5 条及び第 1 2 条において同じ。) 本条には、医療法第 4 2 条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。
--	--

2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。 第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。 第10条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。 2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。 第4章 役員 第11条 本会社に、次の役員を置く。 理事 6名以上○名以内 うち理事長 1名 常務理事 ○名 監事 2名 2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員のうちから選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。 2 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、○○県知事(○○厚生局長)の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数それぞれ3分の1以下としなければならない。	親族等を加えるには、3名以上にする必要がある。 施設を2か所以上有する場合には、管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を○○病院の管理者等と限定してもよい。
---	--

第 13 条 理事長のみが本団を代表する。

2 理事長は本団の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本団の常務を処理する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第 14 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第 5 章 評議員

第 15 条 本団に評議員 12 名以上〇〇名以内を置く。

第 16 条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の 3 分の 1 以下としなければならない。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。

第 17 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 18 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

6 章 会議

第 19 条 本団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞれ定時会議と臨時会議に分ける。

第 20 条 定時会議は、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す

る。 第 2 1 条 会議は、理事長がこれを招集する。 2 その会議を構成する社員若しくは理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。 3 社員総会及び理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第 2 2 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得なければならない。	本条に、各会議の定足数を定めてもよい。						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 797 874 954"> 1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 </td><td data-bbox="874 797 1015 954"> 毎年 3 月 </td></tr> <tr> <td data-bbox="225 954 874 1066"> 3 前年度決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理 </td><td data-bbox="874 954 1015 1066"> 毎年 5 月 </td></tr> <tr> <td data-bbox="225 1066 874 1581"> 5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 社員の入社及び除名 9 理事、監事の選任、辞任の承認 1 0 本社の解散 1 1 定款第 5 条に関する事項 1 2 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項 </td><td data-bbox="874 1066 1015 1581"> 随時 </td></tr> </table>	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月	3 前年度決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5 月	5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 社員の入社及び除名 9 理事、監事の選任、辞任の承認 1 0 本社の解散 1 1 定款第 5 条に関する事項 1 2 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時	第 5 条の業務がなければ掲げる必要はない。
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月						
3 前年度決算の決定 4 前年度剰余金又は損失金の処理	毎年 5 月						
5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 7 事業計画及び収支予算の重大な変更 8 社員の入社及び除名 9 理事、監事の選任、辞任の承認 1 0 本社の解散 1 1 定款第 5 条に関する事項 1 2 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時						
2 前項の会議の議事は、別段の定めあるもののほかは、社員の 2 分の 1 以上が出席し、その 2 分の 1 以上の賛成による承認を受けねばならない。 第 2 3 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1917 874 2051"> 1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定 </td><td data-bbox="874 1917 1015 2051"> 毎年 3 月 </td></tr> </table>	1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月					
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	毎年 3 月						

3 前年度決算の決定	毎年	
4 前年度剰余金又は損失金の処理	5 月	
5 定款の変更	随時	
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）		
7 事業計画及び収支予算の重大な変更		
8 本社の解散		
9 定款第 5 条に関する事項		
10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項		
2 前項の会議の議事は、評議員の 2 分の 1 以上が出席し、その 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。		
第 24 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員及び評議員に通知しなければならない。		
2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。		
第 25 条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならない。		
2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。		
第 26 条 社員は、社員総会において、評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。		
第 27 条 第 23 条第 1 項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上が出席し、その 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。		

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 会議の日時、場所 社員又は理事若しくは評議員の現員数 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。） 議案の件名 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 議事録署名人の選任に関する事項 2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理事若しくは出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第29条 この定款に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。 第7章 資産及び会計 第30条 本団体の資産は次のとおりとする。 本団体の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） 本団体に寄附された財産 本団体の資産から生ずる果実 本団体の事業に伴う収入 その他の収入 第31条 本団体の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚	不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。
---	---------------------------------------

生労働大臣)の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。

第32条 本団体の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本団体の経費を支弁する。

第33条 本団体の資産は、理事会及び社員総会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第34条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第35条 本団体の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。

第36条 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第37条 本団体の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後2月以内にこれを〇〇県知事(〇〇厚生局長)に届け出なければならない。

第38条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第8章 証明書等の提出

第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事(〇〇厚生局

長)の認可を得なければ変更することができない。 第41条 本社は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、 〇〇県知事(厚生労働大臣)の認可を受けて解散することができる。 第42条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。 第43条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第10章 雑則 第44条 本団の公告は、〇〇新聞(官報)によって行う。 第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 附則 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。 <table><tr><td>理事長</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>常務理事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>理事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>監事</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr><tr><td>同</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td><td>〇</td></tr></table>	理事長	〇	〇	〇	〇	常務理事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	理事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	監事	〇	〇	〇	〇	同	〇	〇	〇	〇	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 本定款例により、新規に本団を設立する場合には、 「 附則 本団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は、 〇〇〇までとする。 理事(理事長) 〇〇〇〇 〃 (常務理事) 〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
理事長	〇	〇	〇	〇																																										
常務理事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
理事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										
監事	〇	〇	〇	〇																																										
同	〇	〇	〇	〇																																										

特定医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。

第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を經營し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)

第5条 本財団は、前条に掲げる病院(診療所、介護老人保健施設)を經營するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の經營

第3章 役員

第6条 本財団に、次の役員を置く。

理事 6名以上〇名以内

うち理事長 1名

常務理事 〇名

監事 2名

第7条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 理事長のみが本財団を代表する。

3 理事長は本財団の業務を総理する。

病院または診療所のいずれか一方を經營するときは、經營する方を掲げる。(以下、第4条、第5条及び第8条において同じ。)

本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。

親族等を加えるには、3名以上に必要がある。

4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 第8条 理事及び監事は、評議員会において選任する。 2 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。 5 理事は、本財団の常務を処理する。 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。 7 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。 第4章 評議員 第10条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。 第11条 評議員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることはできない。	施設を2か所以上有する場合には管理者も2名以上になるが、このうち理事になりうるものの資格を〇〇病院の管理者等と限定してもよい。
---	--

第 12 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 13 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 5 章 会議

第 14 条 本財団の会議は、理事会及び評議員会とし、評議員会は、これを定時会議と臨時会議に分ける。

第 15 条 定時会議は、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催する。

第 16 条 会議は、理事長がこれを招集する。

2 その会議を構成する理事又は評議員の 3 分の 1 以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 17 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5 月
4 前年度剰余金又は損失金の処理	
5 寄附行為の変更	随時
6 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）	
7 事業計画及び収支予算の重大な変更	
8 本財団の解散	
9 理事及び監事の選任、辞任の承認	
10 寄附行為第 5 条に関する事項	
11 重要な契約の締結等理事長が必要と	

本条に、各会議の定足数を定めてもよい。

第 5 条の業務がなければ、掲げる必要はない。

認めて付議する事項		
2 前項の会議の議事は、評議員の2分の1以上が出席し、その2分の1以上の同意を得なければならない。 第18条 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 2 評議員会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第19条 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。 第20条 評議員は評議員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第21条 第17条第1項の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。 2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。 第22条 理事会及び評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。 会議の日時、場所 理事及び評議員の現員数 出席した理事又は評議員の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）		理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。

議案の件名 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 議事録署名人の選任に関する事項 2 前項の議事録には議長及び出席理事又は出席評議員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名又は記名捺印しなければならない。 第23条 この寄附行為に定めるもののほか、会議の議事の細則については、それぞれの会議において定めることができる。 第6章 資産及び会計 第24条 本財団の資産は次のとおりとする。 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） 本財団に寄附された財産 本財団の資産から生ずる果実 本財団の事業に伴う収入 その他の収入 第25条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第26条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。 第27条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。 第28条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとす	不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすること。
--	--------------------------------------

る。

第 29 条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第 30 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 31 条 本財団の決算については、監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、毎会計年度終了後 2 月以内にこれを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第 32 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第 7 章 証明書等の提出

第 33 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

第 34 条 この寄附行為は、第 17 条及び第 21 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第 35 条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第 17 条及び第 21 条の手続きを経た上、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を受けて解散することができる。

第 36 条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中

本条には、医療法第 55 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第 2 号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

からこれを選任することができる。 第 3 7 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 9 章 雑則 第 3 8 条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。 第 3 9 条 この奇附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。 附則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 <table><tr><td>理事長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>常務理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>監事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	理事長	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	監事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 本寄附行為例により、新規に財団を設立する場合に、 「 附則 本財団設立当時の役員は、次の通りとし、その任期は〇〇〇までとする。 理事(理事長) 〇〇〇〇 〃 (常務理事) 〇〇〇〇 ・ ・ 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
理事長	○	○	○	○																																										
常務理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
監事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」の改正について

租税特別措置法（昭和39年法律第24号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成17年3月31日医政発第0331001号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、今般、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を下記のとおり改正することにしたので、御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よりお願いしたい。

記

1 改正の内容

- (1) 特定医療法人について、収入金額に係る要件の見直し（平成17年厚生労働省告示第181号）が行われたことに伴い、収入金額に係る要件に関し、収入が社会保険診療報酬に準じた取扱いとされる健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）の具体的範囲を明らかにし（平成17年3月31日医政発第0331001号）その証明書等の様式を改正する。

2 通知の改正

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第10090001号厚生労働省医政局指導課長通知）の一部を次のように改正する。

- (1) 同通知別添1を別紙1のように改める。
- (2) 同通知別添2を別紙2のように改める。
- (3) 同通知別添2の付表1「証明願記1及び2に係る添付書類」を別紙3のように改める。
- (4) 同通知別添2の付表2「証明願記3に係る添付書類」を別紙4のように改める。
- (5) 同通知別添2の付表3「証明願記4に係る添付書類」を別紙5のように改める。
- (6) 同通知別添2の付表4「証明願記6に係る添付書類」を別紙6のように改める。
- (7) 同通知「『租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号にの規定するに基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨に該当することの証明願』の申請要領等」を別紙7のように改める。
- (8) 同通知別添3を別紙8のように改める。
- (9) 同通知別添3の付表1「証明を受けようとする医療施設に係る明細書」を別紙9のように改める。

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が 3,600 万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては 又はに、診療所のみを開設する医療法人にあつては に該当すること。

40 人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30 人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の 100 分の 30 以下であること。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める
下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。
- 2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）
 - 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	計				100%

（記載上の注意事項）

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計 、 、 の合計額が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	老人保健法	円
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	

(記載上の注意事項)

- (1) が と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 /
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計					%

（記載上の注意事項）

前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。

医療診療により収入する金額合計 が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

患者のために直接必要な経費の額合計 が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）定款又は寄附行為の写し

新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記 6 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり	差額料なし	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			

（記載上の注意事項）

前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。

新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。

介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数を に記載し、それ以外の定員数を に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は 30 % 以下でないと要件を満たさないので留意すること。

添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式 5）の写し

「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第 1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記 1 から 5 の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記 1 (社会保険診療の割合に関する基準) 及び証明願記 2 (自費患者に対し請求する金額に関する基準)
 - ・ 付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書 (所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十 (六) が添付されているものに限る。)
 - ・ 診療報酬規程
- 2 証明願記 3 (医療診療により収入する金額に関する基準)
 - ・ 付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度の決算書類 (財産目録、収支 (損益) 計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)
 - ・ 就業規則、給与 (退職給与を含む。) 規則 (給与の額が定められているものに限る。) 定款又は寄附行為の写し
- 3 証明願記 4 (年間の給与総額に関する基準)
 - ・ 付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)
必要に応じ、前事業年度 (新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。) に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。
- 4 証明願記 5 (医療施設に関する基準)
 - ・ 該当する項目に関する、都道府県知事の証明書

別添 3「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事の証明を受けてください。

- 5 証明願記 6 (差額ベッドの割合に関する基準)
 - ・ 付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票 (別紙様式 5) の写し

第 2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表 1、2 及び 4 は、複数の病院、診療所及び介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別様に新たに欄を設けて使用してください。

第 3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が
財務大臣と協議して定める基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____ 印

住 所 _____

平成 年 月 日
_____ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
(2) 所在
(3) 標榜する診療科目

2 証明受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄		基準
(1)		□ 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ	□ 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、30 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
	ロ	□ 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ	□ 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- ・ 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表 1 を、（2）イに該当する場合は付表 1 及び付表 2 を、（2）ロ又はハに該当する場合は付表 1 及び付表 3 を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

患者収容定員数(病床数)については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。

当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

当該医療施設に係る使用許可証(当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証)を添付すること。

【 改 正 後 全 文 】
医政指発第 1 0 0 9 0 0 1 号
平 成 1 5 年 1 0 月 9 日
医政指発第 0 3 3 1 0 0 1 号
最終改正 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について

租税特別措置法（昭和 3 9 年法律第 2 4 号）第 6 7 条の 2 第 1 項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成 1 5 年 1 0 月 9 日医政発第 1 0 0 9 0 0 8 号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添 1 参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添 2 として、告示基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明書を別添 3 として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、「租税特別措置法第 6 7 条の 2 の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和 6 3 年 2 月 2 日指第 7 号）は廃止する。

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が 3,600 万円を超えないこと。

二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。

イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては 又は に、診療所のみを開設する医療法人にあつては に該当すること。

40 人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30 人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。

救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の 100 分の 30 以下であること。

(別紙 2)

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____ 印

住 所 _____

租税特別措置法第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める
下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 26 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。)の場合に限る。))を含む。)及び健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。)の合計額が、全収入金額の 100 分の 80 を超えること。
- 2 自費患者(社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。)に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 医療診療(社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。)により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用(投薬費を含む。)等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額(俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。)が 3,600 万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。(該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。)
 - 病院であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - 救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の 100 分の 30 以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 印

証明願記 1 及び 2 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療収入の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び 介護老人保健施設 名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	自由診療等				
	計				100%

（記載上の注意事項）

- (1) 前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。
- (2) 収入金額計 、 、 の合計額が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の明細

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保健法	円	学校保健法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	老人保健法	円
計		計	
		健康診査に係る診療収入合計	

(記載上の注意事項)

- (1) が と一致すること。

添付資料

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

証明願記 3 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

経費の額等の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護 老人保健施設名等	医療診療により 収入する金額	患者のために直接必要な経費の額			割合 /
		医師、看護師等 の給与	医療の提供に要 する費用（投薬 費を含む）	合計	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合計					%

（記載上の注意事項）

前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。

医療診療により収入する金額合計 が、損益計算書の「医業収益」の合計額と一致すること。

患者のために直接必要な経費の額合計 が、損益計算書の「医業費用」の合計額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）定款又は寄附行為の写し

新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記 4 に係る添付書類

申請者名 印

住所

以下のとおり相違ありません。

役職員に対する給与の明細（自平成 年 月 日至平成 年 月 日）

[illegible]

(記載上の注意事項)

前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の診療について病院、診療所及び介護老人保健施設名等の別に記載すること。

新たに承認を受けようとする法人にあっては、備考欄に、法人税率の軽減を受けようとする事業年度の給与支給予定総額を記載すること。

役付名の欄には、院長、婦長及び事務長等の病院における職務を記載すること。

給与支給総額には、すべての手当等の金額が含まれること。

役員と職員を兼ねている場合は、それぞれの役付ごとに記載すること。

損益計算書の「常勤職員給与費」、「非常勤職員給与費」及び「役員給与費」に係る役員・職員を全員記入すること。

前事業年度の給与支給総額の合計 が、損益計算書の「各給与費」の合計額と一致すること。

証明願記 6 に係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自平成 年 月 日 至平成 年 月 日）

病院、診療所及び介護老人 保健施設名	差額料あり	差額料なし	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			

（記載上の注意事項）

前事業年度（新設法人の第 1 回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所及び介護老人保健施設名の別に記載すること。

新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。

介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。

介護老人保健施設にあっては、特別な療養室に係る定員数を に記載し、それ以外の定員数を に記載すること。なお、その場合でも、全体の定員数に対する特別な療養室に係る定員数の割合は 30 % 以下でないと要件を満たさないので留意すること。

添付資料

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式 5）の写し

「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第 1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記 1 から 5 の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記 1 (社会保険診療の割合に関する基準) 及び証明願記 2 (自費患者に対し請求する金額に関する基準)
 - ・ 付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書 (所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十 (六) が添付されているものに限る。)
 - ・ 診療報酬規程
- 2 証明願記 3 (医療診療により収入する金額に関する基準)
 - ・ 付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度の決算書類 (財産目録、収支 (損益) 計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)
 - ・ 就業規則、給与 (退職給与を含む。) 規則 (給与の額が定められているものに限る。) 定款又は寄附行為の写し
- 3 証明願記 4 (年間の給与総額に関する基準)
 - ・ 付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)
必要に応じ、前事業年度 (新たに承認を受けようとする法人にあっては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。) に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。
- 4 証明願記 5 (医療施設に関する基準)
 - ・ 該当する項目に関する、都道府県知事の証明書

別添 3「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事の証明を受けてください。

- 5 証明願記 6 (差額ベッドの割合に関する基準)
 - ・ 付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)
 - ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票 (別紙様式 5) の写し

第 2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表 1、2 及び 4 は、複数の病院、診療所及び介護老人保健施設を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別様に新たに欄を設けて使用してください。

第 3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

申請書類一覧

該当する書類にチェックをしてください。

	申請書類	備考
☐	証明願	
☐	付表 1（証明願記 1 及び 2 に係る添付書類）	
☐	付表 2（証明願記 3 に係る添付書類）	
☐	付表 3（証明願記 4 に係る添付書類）	
☐	付表 4（証明願記 6 に係る添付書類）	
☐	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）	
☐	診療報酬規定	
☐	前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）	
☐	就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）定款又は寄附行為の写し	
☐	証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事の証明書	
☐	前事業年度（新規申請法人にあっては当該年度）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供に係る調査票（別紙様式 5）の写し	

当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が
財務大臣と協議して定める基準のうち第 2 号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____ 印

住 所 _____

平成 年 月 日
_____ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 標榜する診療科目

2 証明受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄		基準
(1)		☐ 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、40 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ	☐ 専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項）であって、30 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
	ロ	☐ 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ	☐ 救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- ・ 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表 1 を、（2）イに該当する場合は付表 1 及び付表 2 を、（2）ロ又はハに該当する場合は付表 1 及び付表 3 を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

（記載上の留意事項）

患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第 27 条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。

当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。

証明を受けようとする事実（２）イに係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療科名（該当するものすべての番号を○で囲むこと）

1 内科 2 心療内科 3 精神科 4 神経科 5 呼吸器科 6 消化器科 7 循環器科
 8 アレルギー科 9 リウマチ科 10 小児科 11 外科 12 整形外科 13 形成外科 14 美容外科
 15 脳神経外科 16 呼吸器外科 17 心臓血管外科 18 小児外科 19 皮膚泌尿器科
 20 性病科 21 こう門科 22 産婦人科 23 眼科 24 耳鼻いんこう科 25 気管食道科
 26 リハビリテーション科 27 放射線科 28 歯科 29 矯正歯科 30 小児歯科 31 歯科口腔外科
 32 神経内科 33 胃腸科 34 皮膚科 35 泌尿器科 36 産科 37 婦人科
 38 麻酔科

2 皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療に係る実績等

（１）担当常勤医師の氏名

診療科名	氏名

（２）診療の実績（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）

診療科名	年間診療患者数	1日平均入院患者数
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

（記載上の留意事項）

前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）について記載すること。

(3) 看護職員数

診療科名	看護職員	
	専従者	他診療科との兼務
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

証明を受けようとする事実（２）ロ又はハに係る添付書類

申請者名 _____ 印

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 指定を受けている医療施設の種別（いずれか該当するものを○で囲むこと。）

- ・ 救急病院
- ・ 救急診療所

2 告示年月日等

昭和 年 月 日

県告示第 号

救急病院等を定める省令第 2 条第 1 項の規定に基づき、救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）を添付すること。